

様式第3号（第6条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約書

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

- 1 移住支援金の交付申請者及び世帯員は、交付申請日から5年以内に御代田町外に転出しません。
- 2 移住支援金の交付申請者及び世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でなく、今後有することはありません。
- 3 移住支援金の交付申請日から5年以内に移住支援金の交付申請者及び世帯員が御代田町での居住が困難となった場合又は移住支援金の交付申請日から5年以内に就業した企業等に在職することが困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けます。
- 4 移住支援事業に関する定期的な報告及び調査等について、長野県又は御代田町から求められた場合には、誠意をもってこれに応じます。
- 5 御代田町U I Jターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を直ちに返還します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合又は居住の実態がない、就業の実態がない、暴力団等との関係がある等の不正事実が明らかとなった場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (2) 移住支援金の交付申請日から、移住支援金の交付を受けた者が御代田町外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が3年に満たない場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (3) 創業支援金の交付決定を取り消された場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (4) 移住支援金の交付申請日から、移住支援金の交付を受けた者が御代田町外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が3年以上5年以内である場合 交付を受けた移住支援金の半額に相当する額
 - (5) 2人以上の世帯の場合において、移住支援金の交付申請日から5年以内に移住支援金の交付を受けた者以外の世帯員が御代田町外に転出し、単身となった場合 交付を受けた移住支援金の半額に相当する額

年 月 日

御代田町長

様

住所

氏名